

羽村市地域防災計画（令和 2 年度改訂案）修正箇所ページ抜粋

修正（抜粋）箇所

7 ページ

9 ページ

27 ページ

31 ページ

33 ページ

35 ページ

44 ページ

第2章 予防対策

第1節 風水害の概況

台風や長引く大雨（線状降水帯）・短時間の急激な豪雨（ゲリラ豪雨）などによる水害や土砂災害のほか、都市型水害も発生している。風水害対策においては、これらの被害も想定に含め、あらゆる対策を講じていく必要がある。

1 区部と多摩地域の気象の概況

東京地方の降水量には、年間に2つのピークがあり、1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。また、この時期をはさんで、雷雨、台風、前線などによって狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個、9月に1.1個、10月に0.6個となっている。（昭和56年から平成22年までの30年平均、気象庁）

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成21年度から平成30年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3～4回の頻度となっている。

2 都市型水害の発生

主要河川の改修、堤防の補強等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に河川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、浸水被害が発生している。

3 市内における浸水被害

平成19年9月6日、台風第9号の大雨により、市内で内水を原因とする住宅の浸水被害が発生した。このときの被害状況は、羽中四丁目で、床上浸水3棟、床下浸水11棟であった。

また、令和元年10月12日、台風第19号の主な被害として、多摩川の増水による宮の下運動公園、羽村堰上草花公園及び堰下レクリエーション広場の浸水被害（通路損傷等）、羽西二丁目地内の護岸の崩壊、玉川一丁目地内の護岸の洗掘、羽用水路の河川敷内の水路への土砂堆積、上水道の水源への地下水位の上昇による水の濁りのほか、小作取水堰及び玉川上水羽村取水堰周辺の土砂堆積や護岸等の崩壊、家屋への床下浸水などの被害が発生した。

2 雨水流出抑制施設の整備

都が行っている施策としては、『総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱』（昭和58年度創設）に基づく都所管施設への雨水流出抑制施設の設置がある。また、都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。

3 浸透施設の設置推進

庁舎や学校などの公共・公益施設においては、浸透施設の設置を推進する。また、民間開発や雨水浸透施設設置費助成事業等においても、事業者や市民の協力により設置を推進する。

4 地盤沈下防止対策

都は、地盤沈下による浸水被害を防止するために、観測井による監視体制の整備等を行っており、今後も継続していく。

5 下水道の整備

下水道は、汚水の排除・処理を行うとともに、雨水の排除による浸水の防除を行うことを目的としている。

市は、都が整備した流域下水道多摩川上流雨水幹線及び羽村市、青梅市並びに福生市の公共下水道により、広域的な雨水対策を実施している。

都が公表した「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」は、想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm 総雨量690mm）を想定したシミュレーションにより予測されたものである。

この情報については、窓口配布などにより市民に周知しているが、今後洪水ハザードマップに掲載し、さらなる周知を図る。

6 都市型水害（内水氾濫）対策

下水道などの治水施設の整備を図るとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透枳の設置、住宅等における浸透施設の設置等、いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用などを推進していく。

集中豪雨による地下空間への浸水被害という、都市型水害が発生している。

市内には地下街はないが、ビルの地下室等の浸水被害対策として、管理者は日頃から都が公表する浸水実績図をもとに、危険性を把握し、避難誘導経路を確保していくことが大切である。

市は、大雨・洪水などによる家屋への浸水被害を防止するための「土のうステーション」設置や、排水溝の清掃など事前の対策を講じるものとする。

▽計画高水位

河川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

▽はん濫危険水位

避難勧告の目安となる水位

▽避難判断水位

避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位

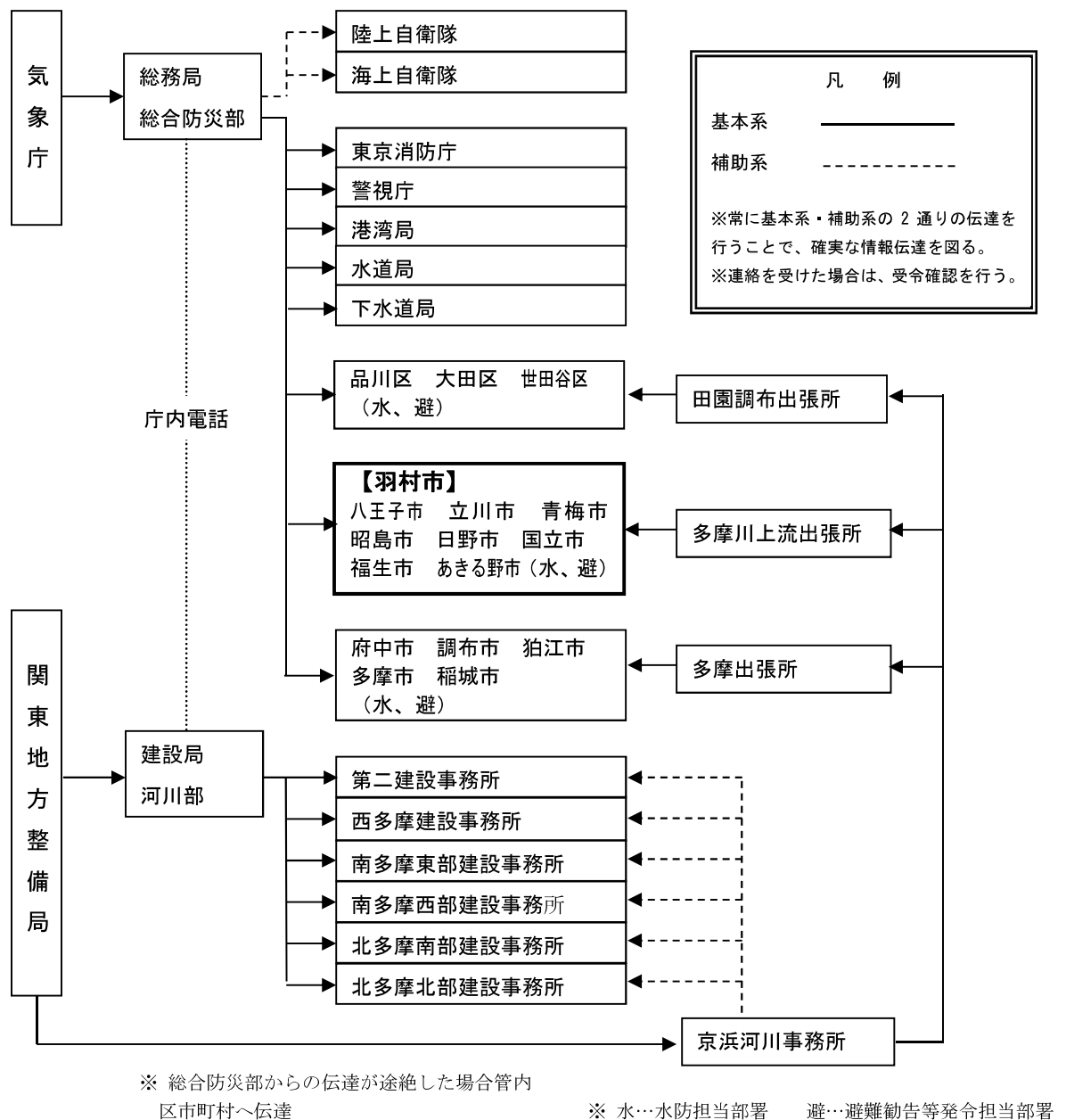
▽はん濫注意水位

水害に備え水防団体が出動し、警戒に当たる水位

▽水防団待機水位

水防活動に入る準備をする水位

【多摩川洪水予報伝達系統図】



② 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動 人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

6 ダム放流情報の収集

ダム設置者は、洪水が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。（河川法「昭和39年法第167号」第46条）また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生じるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、市町村長、警察署長に通知しなければならないこととしている。（河川法第48条）

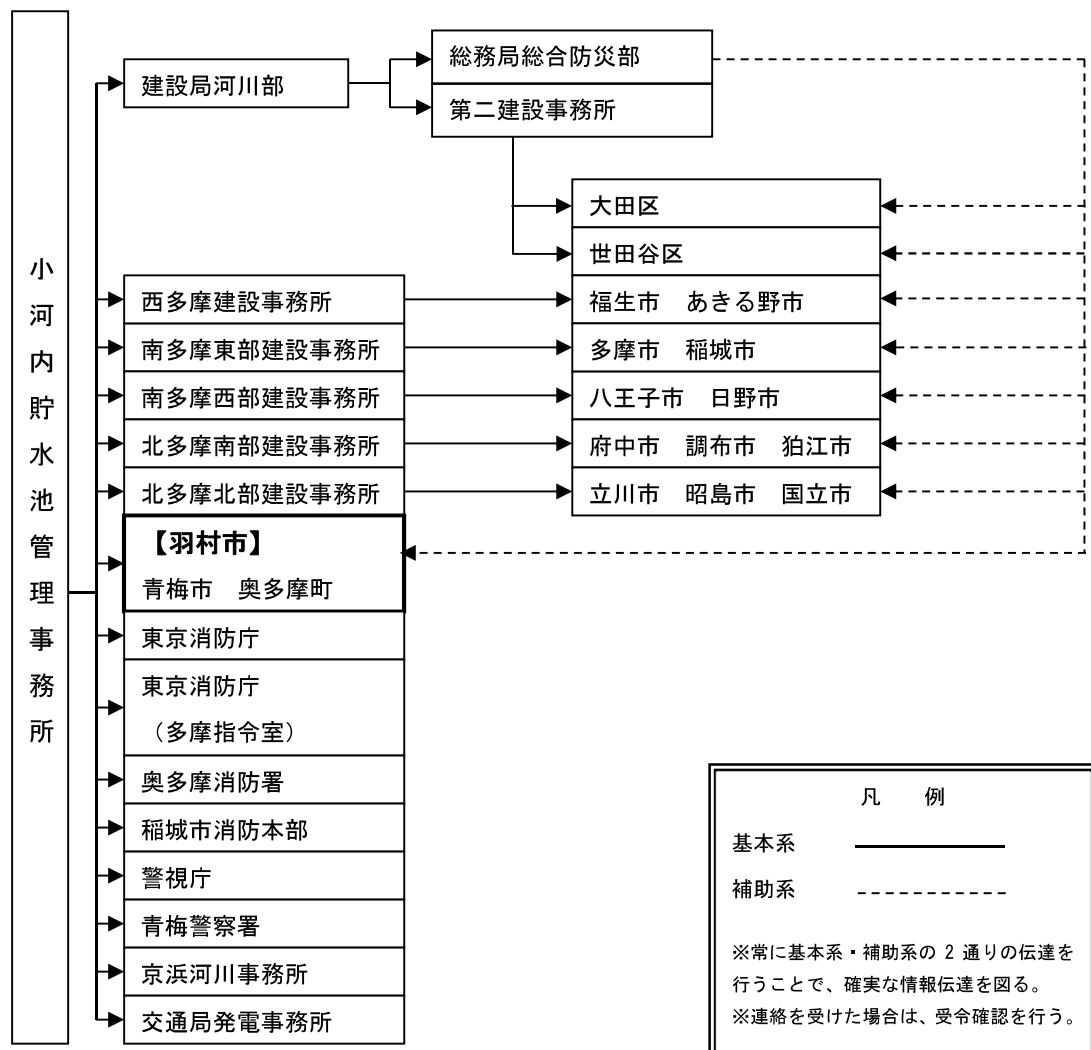
市に関連するダム放流通報は、多摩川上流にある小河内ダム及び白丸調整池ダムの放流通報がある。

（1）小河内ダム放流通報（水道局）

放流に係る各時点の最新情報を東京都水道局ホームページにより確認する。

なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り伝達が行われる。

【小河内ダム放流通報情報伝達系統図】

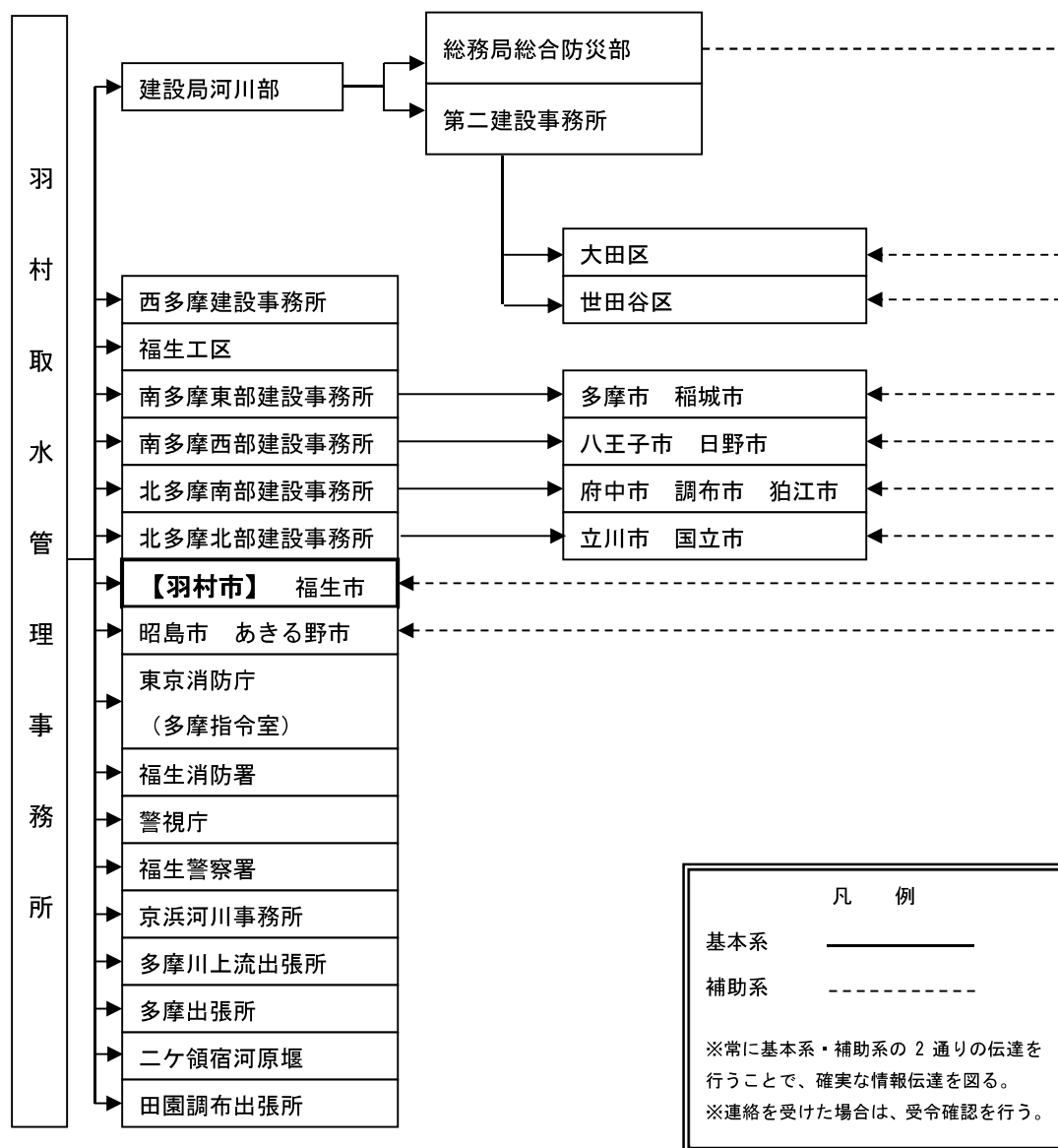


7 河川関係（その他）通報情報

（1）羽村投渡堰通報

都水道局は、羽村取水堰及び小作取水堰において、多摩川の増水により、取水堰の操作を行う際には、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するとともに、市宛に通知する。

【羽村投渡堰通報情報伝達系統図】



【状況区分と警戒レベルの相対関係図】

状況区分	警戒レベル	状況区分・警戒レベル移行基準
状況区分Ⅰ	警戒レベル 1	「早期注意情報」 気象庁が発表
	警戒レベル 2	「注意報」 気象庁が発表
状況区分Ⅱ		「自主避難所」 開設
状況区分Ⅲ		「災害対策本部」 設置
状況区分Ⅳ	警戒レベル 3	「避難準備・高齢者等避難開始」 発令
		「避難所」 開設
状況区分Ⅴ	警戒レベル 4	「避難勧告」 発令
		「避難指示（緊急）」 発令
	警戒レベル 5	「災害発生情報」 発令

※ 状況区分は、市が風水害時に行う活動内容や配備態勢などの時期を分けたもの

※ 警戒レベルは、災害発生時に事前に市民が避難できるようにレベル分けされた防災情報

【状況区分の基準、態勢、配備態勢、活動】

状況区分Ⅰ	基 準	台風接近の恐れや警報発表のとき
	態 勢	風水害対策連絡会
	職員配備態勢	平常態勢/警報発令態勢
	主な活動	情報収集、市内点検、土のう確認など
状況区分Ⅱ	基 準	災害の可能性があり自主避難所を開設したとき
	態 勢	風水害対策連絡会
	職員配備態勢	警戒配備態勢
	主な活動	自主避難所開設・運営
状況区分Ⅲ	基 準	災害の可能性が高まり災害対策本部を設置したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第1次非常配備態勢
	主な活動	避難所開設準備
状況区分Ⅳ	基 準	避難情報を発令して避難所を開設したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第2次非常配備態勢
	主な活動	「避難準備・高齢者避難開始」「避難勧告」発令 避難所開設・運営
状況区分Ⅴ	基 準	「避難指示（緊急）」発令、災害が発生したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第3次非常配備態勢
	主な活動	「避難指示（緊急）」発令